

令和6年度第1回八千代市緑化審議会 会議録

日 時 令和6年3月5日（火）
午後1時30分 開会 午後3時00分 閉会

開催場所 八千代市役所別館 2階 第1・第2会議室

議 題 ・緑の基本計画進捗状況報告
・委員からの提案事項に関する協議

出席者名

出席委員	西廣 淳	委員
	仲村 義男	委員
	濱野 俊輔	委員
	速水 清	委員
	原 正利	委員
	江口 茂男	委員
	川城 幸男	委員
	秋元 仁	委員

欠席委員	間島 浩司	委員
	吉岡 隆徳	委員

事務局	木内 健策	都市整備部長
	横田 智久	公園緑地課長
	田中 紀夫	公園緑地課副主幹
	菅 佑太朗	公園緑地課主査補
	牧野 匡希	公園緑地課技師

公開・非公開の別	公開
傍聴人	0名（定員5名）
所管課名	都市整備部公園緑地課
電話番号	047-483-1151 （内線 2503・2504）

(横田公園緑地課長)

本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めます、横田公園緑地課長の横田でございます。よろしく
お願いいたします。本日の会議は、お手元の次第にそって進行させていただきます。

それでは、会議に入る前にお手元の資料の確認をいたします。始めに、ご持参をお願い
しておりました緑の基本計画及び緑の基本計画概要版ですが、本日ご持参いただけ
ましたでしょうか。

続きまして、机の上の配布物ですが、上から順に次第、委員名簿、八千代市緑化審議
会規則が A4 で 1 枚、議題 1 の資料で資料 1－1 が A3 で 1 枚、1－2 が A3 で 1 枚、
資料 1－3 が A3 で 4 枚、資料 1－4 が A3 で 3 枚、議題 2 の資料が A4 で 1 枚、緑の
基本計画の見直しに係る工程表が A3 で 1 枚となっております。不足等はございませ
んでしょうか。

では、続きまして、木内都市整備部長より、皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

(木内都市整備部長)

八千代市都市整備部長の木内と申します。

本日は、ご多用の中、「令和 5 年度第 1 回八千代市緑化審議会」にお集まりいただき、
誠にありがとうございます。

また、日頃より、八千代市の公園緑地行政に深いご理解とご協力を頂いております
こと、重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本市における緑の基本計画は、平成 15 年に策定されたものでございますが策
定から 15 年が経過した平成 30 年 3 月には、委員の皆様からご提言、ご指導をいただ
きまして、「改定版」を作成し、時代に合った緑豊かなまちづくりを目指し、計画を推
進しているところでございます。

次に、計画の推進に当たりましては、いわゆる PDCA サイクルによる進行管理を行
っており、施策の実施についての取りまとめたものを、議題(1)緑の基本計画進捗状況
報告にて報告させていただきます。また、市の緑化施策全般に係る事項として、各委
員から議題をご提出いただきましたので、議題(2)において協議をお願いできればと考
えております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見とご提言をお願いいたしまして簡
単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(横田公園緑地課長)

ありがとうございました。続きまして、委員の皆様をお手元に配布してございます、
委員名簿に沿いまして、ご紹介いたします。初めに市民委員として、仲村義男委員。

(仲村委員)

仲村です。

(横田公園緑地課長)

続きまして、濱野俊輔委員。

(濱野委員)

濱野です。よろしくお願いいたします。

(横田公園緑地課長)

続きまして、速水清委員。

(速水委員)

速水です。

(横田公園緑地課長)

次に、学識経験者の委員として、国立環境研究所室長の西廣淳委員。

(西廣会長)

西廣です。よろしくお願いいたします。

(横田公園緑地課長)

なお、西廣会長につきましては、本審議会の会長でいらっしゃいます。

(横田公園緑地課長)

続きまして社叢学会理事の原正利委員。

(原委員)

原です。よろしくお願いいたします。

(横田公園緑地課長)

次に、各種団体の代表者といたしまして、江口茂勇委員。

(江口委員)

商工会議所から推薦されまして今回委員になりました、副会頭の江口と申します。
よろしくお願いいたします。

(横田公園緑地課長)

次に、八千代市自治会連合会推薦の川城幸男委員ですが、まだいらしていませんが、出席の予定となっております。

(横田公園緑地課長)

なお、工場協議会推薦の間島浩司委員、それから八千代市造園建設業組合推薦の吉岡隆徳委員につきましては本日所要により欠席となります。

(横田公園緑地課長)

次に、関係行政機関の委員といたしまして、千葉土木事務所所長の秋元仁委員でございます。

(秋元委員)

秋元でございます。よろしくお願いいたします。

(横田公園緑地課長)

以上となります。続きまして、事務局職員をご紹介させていただきます。初めに先程挨拶をいたしました、木内都市整備部長です。

(木内都市整備部長)

木内です。よろしくお願いいたします。

(横田公園緑地課長)

次に公園緑地課の田中副主幹です。

(公園緑地課田中副主幹)

田中です。よろしくお願いいたします。

(横田公園緑地課長)

同じく伊藤副主幹です。

(公園緑地課伊藤副主幹)

伊藤です。よろしくお願いいたします。

(横田公園緑地課長)

同じく菅主査補。

(公園緑地課菅主査補)

菅と申します。よろしくお願いいたします。

(横田公園緑地課長)

同じく牧野技師です。

(公園緑地課牧野技師)

牧野です。よろしくお願いいたします。

(横田公園緑地課長)

最後に、私は先程も申し上げましたが、横田公園緑地課長の横田と申します。よろしくお願いいたします。

(横田公園緑地課長)

続きまして、本日の会議の公開・非公開について申し上げます。本日の審議会につきましては、「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条各号」の非公開議案に該当しておりませんので公開といたします。

また、議事録を作成するため、会議内容を録音させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより会議に入りたいと思います。八千代市緑化審議会規則第5条第1項により、会長に議長として議事進行をお願いしたいと思います。それでは西廣会長、よろしくお願いいたします。

(西廣会長)

はい。どうもありがとうございます。それでは会長を拝命させていただきました国立環境研究所の西廣でございます。私は八千代在住ではなく、我孫子に暮らしておりますが、ただ印旛沼流域にある自然環境については馴染みがございます。本日は進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、ただ今の出席委員数は、この後お一人いらっしゃるかもしれませんが、現時点で7名です。委員の2分の1以上の出席が認められることから、八千代市緑化審議会規則第5条第2項の規定により本日の会議は成立となりました。よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(西廣会長)

ありがとうございます。続きまして、議事録署名人をお願いする必要があります。

こちら指名する必要があるのですが、私から指名させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(西廣会長)

ありがとうございます。

(川城幸男委員到着)

(川城委員)

遅れてしまい申し訳ありません。

(西廣会長)

それでは、本日の出席は8名となりましたので修正をお願いします。また、議事録署名人二人指名する必要をお二人指名したいのですが、来たばかりで申し訳ありませんが、速水委員と川城委員に議事録の署名人をお願いしたいのですが。お引き受けいただけますでしょうか。

(速水委員、川城委員)

わかりました。

(西廣会長)

はい。ではよろしくお願いいたします。では、速水委員と川城委員に議事録署名人というものをお願いしたいと思います。それでは、さっそくですが、議題に入りたいと思います。本日は先程もご説明がありましたように、2つ議題がありまして、次第の中の2番の中の(1)と(2)ですね。初めに(1)から入りたいと思いますが、緑の基本計画進捗状況報告について、事務局より説明をお願いします。

(公園緑地課田中副主幹)

公園緑地課の田中と申します。私から議題(1)緑の基本計画進捗状況報告について説明させていただきます。

議題(1)緑の基本計画進捗状況の報告につきましては、大きく分けて2つの調査に対する報告となります。

まず、お手元にございます資料1-1と1-2が市内緑地等の現況値等をまとめた緑地現況量調査に関する資料、資料1-3と1-4は各事業担当課が取り組んでいる事業の進捗について取りまとめた取り組み状況調査に関する資料となっております。

それでは1-1から順番にご説明いたします。まず資料1-1につきましては、市

内の緑地現況量をまとめ、前年度との対比をしたものとなっており、青数字が増加、赤数字が減少した部分となっております。なお、資料１－１及び資料１－２の数値については、都市計画区域での増減で説明させていただきます。資料右側の増減の欄をご覧ください。

初めに数値の増加部分についてですが、主な箇所として、都市公園面積が **2.15ha** 増加しております。主な要因としましては、西八千代北部特定土地区画整理地内の西部近隣公園の供用開始によるものとなります。

次に主な減少箇所としましては、生産緑地地区が合計で２か所 **1.55ha** の減少、条例等によるものが **2.88ha** 減少しております。なお、条例等によるものは緑化協定の期間満了による解除や環境保全林の指定解除によるものであります。資料１－１についての説明は以上となります。

続きまして、資料１－２を説明いたします。こちらは、緑地現況量の基準年となる平成 27 年度末との対比となっており、資料１－１と同じく、青数字が増加、赤数字が減少となっております。資料右側の増減の欄をご覧ください。

主な増加箇所及び減少箇所について見てまいりますと、主な増加箇所としては、都市公園が **11.92ha** 増加しております。この主な要因としては、開発による提供公園の増加、先程申し上げました西部近隣公園も含む、西八千代北部特定土地区画整理事業地内における近隣公園の整備等によるものとなっております。

減少しているものとしたしましては、生産緑地地区が大幅に減少しておりますが、こちらについては、土地所有者の死亡や故障による解除となっております。

また、地域森林計画対象民有林が基準年度より調査担当課による基準見直し等によって大幅減少となっております。

次に計画における目標値と現況値との比較ですが、まず、「緑の基本計画【改定版】」の 25 ページをご覧ください。こちら 25 ページに記載の都市計画区域における「(1) 緑地の確保目標水準」との比較ですと、表中の 2035 年度の目標値は都市計画区域面積に対する割合として、面積ベースで概ね **2,247ha**、比率で言うと約 43% となっておりますが、現在の値が面積ベースで **2,175ha**、比率で言うと 42.33%、面積ベースでの目標水準までは残り約 **67ha** となっております。なお、今後整備が見込まれる県立八千代広域公園の面積約 **46ha** が含まれますので、実質は残り **21ha** となっております。

続きまして、都市公園等の目標水準の比較となります。同じく「緑の基本計画【改定版】」の 25 ページ「(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準」、こちらに、中間年度 2025 年の目標水準は、一人当たりの都市公園面積が **5.6㎡**、都市公園以外の公共施設緑地を含んだ都市公園等の一人当たりの面積を **19.5㎡** としています。現在値については、都市公園の一人当たりの面積が **5.23㎡**、都市公園等が **18.66㎡** となっており、残り一人当たりの都市公園面積は **0.57㎡**、都市公園等面積は **0.84㎡** となっております。これにつきましては、緑が丘西地区での人口増加等により、母数となる人口が増えていることから、一人当たりの面積は一時的に減少しておりますが、今後他地区の開発による提供公園の増加及び県立八千代広域公園の

完成による公園面積の増加により数値が増加することが見込まれます。資料１－２の説明は以上となります。

続きまして、資料１－３の説明をいたします。資料１－３をご覧ください。こちらは、緑の基本計画【改定版】の各施策を一覧表とし、各担当課に令和４年度末の状況を確認し、進捗状況を取りまとめたものでございます。なお、説明につきましては、時間の関係上、前回までと比較して状況に変化があるものを中心にご説明させていただきます。

まず、施策番号 10、２枚目の真ん中あたり、緑の基本計画改訂版の 36 ページ「生産緑地の保全」につきましては、令和４年度は 3 地区、約 6,000 ㎡の新規指定を行いました。こちらにつきましては地権者からの要望に基づくものになります。ただし、生産緑地そのものは資料１－２のとおり減少傾向であり、これは先程申し上げましたように所有者の死亡や故障によるものが主な要因となっております。

次に施策番号 11 番、計画の同じく 36 ページ「主要な河川の保全・整備」につきまして、上段の水と緑の骨格軸としての位置づけに関する事業として、高野川の整備に係る取り組みが開始されております。続きまして、下段のかわまちづくり計画については阿宗橋一里塚が供用開始となったほか、八千代橋の拠点についても現在整備を進めております。

続きまして、施策番号の 19 番、３枚目になります。計画でいうと 37 ページ、緑地・緑化協定の締結につきましては、その他関連する項目として、施策番号 22 番、23 番、25 番、26 番、27 番、なども関係項目となりますが、こちらは緑化審議会にお諮りさせて頂き、先般改正いたしました緑化推進指導要綱に関する事項となっております。緑化推進指導要綱の主な改正点といたしましては、面積の算定方法を建蔽空地面積換算から、敷地面積換算に変更、屋上緑化、壁面緑化、芝生緑化についての条文を追加、その他事務の簡略化などとなりますが、今回の改正において導入を見送った件につきましても、引き続き他市の事例等を参考に調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、同じく施策番号の 27 番、計画の 38 ページ「八千代らしい植栽などの検討」として、公共施設の植栽地の適切な維持管理や更新についての検討につきましては、今後本審議会においてもテーマとして取り上げたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、施策番号 33 番、計画の方で言うと 39 ページの「近隣公園」として、西八千代特定土地区画整理事業地内の公園整備を促進することとしておりますが、同事業地内の南部近隣公園について、整備を開始しました。なお、完成は令和 8 年度を予定しております。また、施策番号 36 番、計画の 40 ページにあります「ユニバーサルデザインの導入推進」につきましても、南部近隣公園では、インクルーシブ遊具の導入などを検討し、誰もが快適に利用できる公園づくりに努めてまいります。

続きまして、施策番号 38 番、計画の 40 ページ「公園の管理体制の充実」について、新しく供用開始しました保品近隣公園と西部近隣公園の 2 つの近隣公園を指定管理者

による管理公園に位置付けました。

続きまして、施策番号の 41 及び 42「公園長寿命化の検討」「樹木の維持・再生計画の検討」につきましては、現状として、要望等が多数あり、その対応に追われている部分がありますが、今後については並行して計画的な整備・修繕等を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、施策番号 52 番、計画のほうですと 43 ページ、こちらにつきましては、かわまちづくりに関する事項は先程、施策番号 1 1 番でご説明差し上げた事項と同様となります。加えて NPO 法人が中心となり、花輪川の一部区間において、保全活動を実施しております。資料 1－3 に関する説明は以上となります。

続きまして、資料 1－4 についてご説明いたします。こちらは取り組み状況の中でも重点施策を取り扱ったものになりまして、1－3 と同様、説明につきましては、時間の関係上、前回と比較して状況に変化があるものを中心に説明させていただきます。

初めに、「重点施策 1(1)谷津・里山保全計画の推進」については、谷津・里山保全計画が市の環境に係る計画を統括した八千代市第 3 次環境保全計画に統合され、その中の項目として位置づけられております。また、「重点施策 2(1)公園・緑地の維持管理の活用」における谷津・里山に係る事項についても、同計画と連携して取り組めるように、担当課と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、同じく重点施策 2 の(3)民有地緑化の推進について、資料 1－3 でも申し上げましたとおり、緑化推進指導要綱の改定に際し、屋上緑化を対象として明記したことにより、多様な緑化を検討することが出来るようになっております。次に重点施策 4(2)の近隣公園におきましては、同じく 1－3 でも申し上げましたが西部近隣公園の供用を開始したこと及び南部近隣公園の整備を開始しております。

次に重点施策 4 の(3)市民の森等につきましては、ボランティアとの協力において高津小鳥の森に巣箱を設置する等の取り組みを行っております。

議題 1 に係る説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(西廣会長)

はい。どうもご説明ありがとうございました。今ご説明頂いた事項、結構長かったのですが、前半と後半を分けて質問を受けたいと思います。まず、資料 1－1 と資料 1－2 でご説明いただいた、現況量、量的なことについて疑問等あれば解決して、それから資料 1－3 と資料 1－4 でご説明いただいた取り組みの状況についての意見交換を行うという順番で進めたいと思います。資料 1－1 については前年度との比較で、資料 1－2 については基準年である平成 27 年度と、平成 47 年という少し難しいのですけれども、2015 年度から、中間年度である 2025 年度と目標年度である 2035 年度を照らし合わせて現在の状況を報告してもらいました。なにか疑問なところとか、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、私がお伺いしているのかわかりませんが、一点だけ教えていただきたいのですが、少し数字の動きが大きかった地域森林計画対象民有林について、基準の見直し

によって大きく数字が動いているんだよってということについて先ほど触れられたかと思うのですが、どういった変更があったか等、もう少し補足いただければと思います。例えば、資料 1－2 で地域森林計画対象民有林は基準年度から市街化区域で 37.99ha 減少、都市計画区域では 56ha 減少しており、面積としては大きいものとなっています。基準の見直しという話でしたが、そのあたりについて詳しくお聞きできればと思います。

(公園緑地課菅主査補)

お答えさせていただきます。まず、こちらは所管課が農政課という部署になりました、そちらに確認したところ、まず、この地域森林計画対象民有林は千葉県が指定しておりまして、その指定の仕方が各森林の所有者による届け出などではなく、航空写真などを使用して、森林のある箇所を確認したうえで、県の方で対象になるかの判断をしていると聞いております。そのため、もともとの数値自体が言い方は悪いのですが、ざっくりとしたものになっていて、なので、その見え方といいますか、今申し上げました、上空からの見え方といったところで変わったのかなと。また、計画を 5 年に 1 回ほどのペースで実施しており、そのため平成 27 年に行った調査から更新があり、こういった変化が生じたと聞いております。

(西廣会長)

そもそもの地域森林計画対象民有林の対象が見直されたため数値が減少したのであって、56ha の森林がなくなったということではないのでしょうか。

(公園緑地課菅主査補)

もちろん開発などにより減少した森林はあると思いますが、そのまま今ご指摘いただいた 56ha の森林がなくなったわけではないとは考えております。

(西廣会長)

そこは、数字だけみると、ちょっとぎょつとするとするか、何が起きたのかと思ってしまうので、本当なら実質のロスがわかるといいのですが、現状その数値はないのですね。ただ、この数値は見直しによる影響を受けた数値ということになるのですね。

(公園緑地課菅主査補)

そういったことになります。

(西廣会長)

ありがとうございます。すいません、私が聞いてしまいまして。他になにかございますか。よろしいですか。

(各委員)

質問無し

(西廣会長)

それでは進めさせていただきます。資料１－３と資料１－４でご説明頂いた、緑関係の取り組みで、進捗の有ったところや変化が大きかったところを中心にご説明いただきましたが、１－３や１－４の関連で質問はありますでしょうか。ではお願いいたします。

(原委員)

私は生態学者で生物多様性について関心を持っていますのですが、八千代市は新川という印旛沼放水路に外来種の排除や、ほたるの里とか島田谷津辺りに関する取り組みが非常に積極的に行われていると認識しております。今回の計画において、例えば資料１－３の施策番号３とか２、あるいは七百余所神社の杜などもありますが、生物多様性の点からすると、新川沿いの自然をどうやって取り戻すのかということも重要です。それを囲んでいる森の状態が連続していて、それらが良好に維持されていることが、そのあたりの鳥や新川沿いの水質の問題にも関わって、非常に重要ではないかと、私の方としては考えております。そのあたりの項目をみると検討中、検討中というところが多かったので、この辺りが、将来の展望として現状は言えないこともあるとは思いますが、谷津、新川沿いの湿地の生態系を守ることが、生物多様性に役立つということと、それを囲んでいるグリーンベルトは景観上においても非常に重要なことだと認識しているのですが、これらについて市が考えていることを教えていただけたらと。皆、検討中、検討中だとよくわからない部分もあるので。

(西廣会長)

ありがとうございます。新川とその周辺、新川域の周辺について、特に生物多様性・自然環境の観点から、どこに力を入れているか、あるいは、また何か進めるうえで困難になっているものなどもしありましたらお答えいただけますでしょうか。

(公園緑地課管主査補)

生物多様性については、所管部署が環境保全課になりまして、そちらにも確認をさせて頂いたのですが、主な取り組みとしては、今委員からご指摘いただきました、水質の事、保全といいますか、水辺環境の保全といった点では、新川の一斉清掃などの取り組みを行っております。後は、水質改善・生態系の保全に対する取り組みといたしましては、千葉県とボランティアが共催して行っている印旛沼流域での、特定外来生物の駆除といった取り組みへの補助と言いますか、会場の準備などの協力を行っていると聞いております。また、委員の方からもご指摘ありましたホタルの里ですとかヤマトミクリの里づくりといった活動で、保全に係る取り組みや外来生物の駆

除をやっているというところを、先程説明の中でもありました「八千代市第三次環境保全計画」の中で取り組みの施策と行っているという状況になります。ですので、具体的な体系立てたものとしては、「八千代市第三次環境保全計画」の中の基本施策の「谷津・里山の保全」と「生物多様性の保全」をベースに進めているという状況になります。

(原委員)

了解いたしました。やはり、グリーンベルトというものは非常に大事でありますし、まあ、土地の権利関係等非常に難しい面もあると思いますが、新川沿いの自然の保全、湿地帯の保全というのを川だけに限らず、是非周辺も含めて、特に森林は特徴だと思いますし、先ほどの西部近隣公園についても重要なランドマークでありますし、その辺りについても是非進捗を、一市民、一人の八千代市に住んでいる専門家としてはお願いしたいなど。

(横田公園緑地課長)

生物多様性については環境保全課の所管となりますが、現在公園緑地課ではどのようなことを行っているかといいますと、保存樹木への補助を出しております。まあ本当に1本2本、まあ30本くらいなのですけども、そういった保存樹木に対する補助を出しているとかですね。また、新川沿いにつきましては、台風での倒木や病害による枯死した桜を来年度までですね、当初約1,300本あった桜が300本くらいなくなっているということで、それについては復活ということで植栽事業を実施しております。

(西廣会長)

よろしいでしょうか。「環境保全計画」ときっちりとかみ合わせながら事業を進めていくということですね。

(原委員)

その辺りが少し遅れ気味な印象を持ったので、質問させていただきました。

(西廣会長)

今後はそちらとの情報共有及び連携を進めていってもらえればと思います。市民からすれば大事な緑ということですので。では次に濱野委員どうぞ。

(濱野委員)

「八千代市緑の基本計画」P24に緑のまちづくりテーマとして、緑豊かなまち八千代というのがありまして、その中で計画の基本方針がありますが、例えば、基本方針2で「美しく、心地良い、花と緑の都市をつくります」とか、それから基本方針3で「市民に愛される公園・緑地を整備します」とありまして、これは皆で緑に親しむと

ということだと思いますが、この公園緑地課さんの審議会で、先ほどの資料で数値的な部分で ha と言われてもイメージがわからないと感じました。こういった枠設定を行うという基本方針が基本計画にあって、経年ですから年に 1 回、あるいは 3 年なり 5 年なりというなかで、市民によるまちづくりというのが、どのように進んでいるか、一言でいうと市民をどう巻き込むか、市民と一緒にやっていくかについて、わかりやすくお聞きしたい。また、マクロな量的視点というのは市として当然だと思いますが、事実としてそれに対して市民と一緒にどう取り組んでいるかについて、ペーパーなどでまとめがあれば、市民もわかりやすいですし、市民と行政の関係も非常にわかりやすくなると考えました。最後にお話しすべきかと思いますが、意見と言われてもなかなかにくいものですので、期待しますというか希望しますということでは言わせていただきました。

(西廣会長)

ありがとうございます。提案されたことは後でやりますけれども、今ご指摘いただいた市民連携の現状については、ここを見ればいいのかこのような取り組みをしているなど、何かあればお教え願います。今例えば市民連携のリストなどはありますのでしょうか。

(公園緑地課菅主査補)

リスト化している訳ではないのですが、まあ、そういった環境美化ボランティア、アダプト制度への登録をいただいて、各地域での美化活動に従事していただいております。それに対して必要となる備品を提供するなど行政からの支援をさせていただいておりますけれども、今おっしゃっていたようなボランティアを一覧でまとめて、公表を行うなどのことはいたしておりません。

(江口委員)

市としては、どのような人がどこでなにをしているかを大体把握しているというわけですね。

(公園緑地課菅主査補)

はい。

(江口委員)

なら、問題ないですね。あれだけの土地ですから、おそらく保品から向こう側が印西になり、それから隣地では船橋になりますよね。その辺りの地理は市役所の方なら理解していると思いますが、あの辺りはずっと生産緑地として調整されていて、大きな開発はないわけですね。だからそのまま緑地面積は変わらないという、そういう考え方であっていますか。

(横田公園緑地課長)

土地というのは開発を行うと、3,000㎡以上の開発があがると公園を造成する義務が生じますので、そういった開発公園と区画整理で西部近隣公園や南部近隣公園の造成を行っております。

(江口委員)

そういうことでなく、現状で緑が確保できているのであれば、うまくいっている方なのではないかということです。

(西廣会長)

最初のご指摘はトータルの面積で見て、拾いきれない色々な市民の活動なども、しっかりと位置付けてやっていくべきだろうというお話ですね。これは、個別に読んでいくと今やっていることの中に、市民連携などの取り組みも書かれてはいますが、もっとこういう活動もやっているよと、実は市役所が把握していない市民活動があるかもしれないので、委員の皆様にはご存じでしたら、後で施策内容を確認していただき、この施策内容、この取り組みだったらこういう内容のこともやっているから話を聞いてはどうかなどアドバイスなどして頂ければと思います。

よろしいでしょうか。では、この取り組みの状況については終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

それでは、議題(2)の各委員からの提案事項に関する協議に移りたいと思います。こちらについては、事前に事務局の方で各委員から募った緑の基本計画に関する議題についての協議となります。

進め方としては、各委員からの提案毎にまず事務局から説明を頂いて、その後意見交換を行う形としたいと思います。

なお、会議時間の関係もありまして、項目もそれなりにありますので、各委員の提案毎の協議時間を最大15分程度としたいと思います。事務局で時間が経過しましたらお知らせください。

それでは、議題(2)の各委員からの提案事項について、上から順番に行きたいと思います。それでは初めに仲村委員からの提案事項について事務局から説明をお願いします。

(公園緑地課田中副主幹)

はい。それでは議題(2)各委員からの提案事項についてですが、初めに仲村委員からの提案について説明いたします。

議題「公園緑地の質・内容の向上」ということで、緑の基本計画内の基本方針における該当箇所ですと39ページの基本方針3-1「公園を整備する」となります。

提案理由としては、公園に対する市民の意見・要望を反映できる仕組みを作り、公

園の質・内容の向上につなげたいという内容でございます。

本提案に対する現状の取り組みとしましては、市民の皆様から頂戴する公園への苦情・要望について、要望簿として一覧として集約し、管理を行っております。また、市政への意見全般を対象とする「やっちご意見箱」等によっても意見を頂き、市政に反映させる仕組みとなっております。

また、公園設備等の新設・改良については、それぞれ頂いた意見や検査時の確認によって発見された事項について、適宜対応を行っておりますが、施設の経年劣化等による修繕対応が中心となり、施設を新設するということにはなかなか至っていないところが今後の課題としてあります。

仲村委員からの提案に関する市からの説明は以上になります。

(西廣会長)

ありがとうございます。色々市民からの声を受け付ける仕組みは作っている。とはいえ全部の要望を一気には対応できないので、優先順位を付けており、既にあった物の補修などは優先せざるをえないという状況だが、受付はしており順次対応しているというご説明でした。これについて追加の意見や質問はありますでしょうか。

(濱野委員)

私の住んでいる近くにある公園では、自治会の有志の方たちが公園をきれいにしてくださったりしていて、市からいただいた袋でやっているくらいの頻度ですが、そういった目に見えない、なかなか表にでない市民の協力もまとめればそこそこあるのではと思います。

(西廣会長)

そういった支援があるということは、市役所も把握はしているということもあると思いますが、そのおかげでこれだけの公園が維持されているということは、市役所にも了解していただきたいと思います。そのうえで施設の更新や新設は市でしかできないことになりますので、先ほどおっしゃっていただいた優先度で進めていただければと思います。

それではよろしいでしょうか。次の議題に進めさせていただきます。次に濱野委員からの提案事項について事務局から説明をお願いします。

(公園緑地課田中副主幹)

はい。それでは議題(2)の濱野委員からの提案についてご説明いたします。

提案内容としましては、「花の観光都市八千代」に関する緑化審議会の役割、「八千代市観光振興計画」との関連性、「バラ街づくり推進指針案」の進捗状況と今後の推進ということで、緑の基本計画内の基本方針における該当箇所と申しますと 37 ページの基本方針 2-1 「花のまちづくりを推進する」となります。

まず、「八千代市観光推進計画」につきましては、交流人口を増加させ地域経済の活性化と魅力あるまちづくりを進めるための方向性として令和3年11月に定めた、「八千代市観光振興基本方針」を基に、計画的な観光振興を推進するため、本市において令和4年3月に策定したものととなります。

「花の観光都市八千代」につきましては、「八千代市観光振興計画」上に定められた、八千代市の観光ビジョンにおいて『おいでよ バラの香りと桜色のまち やちよ一花の観光都市― 都心から気軽に訪れ自然に触れ合える身近な観光都市を目指します』と明記されており、市の花である「バラ」と「桜」を軸に様々な花々を楽しんでもらい、将来的に花の観光都市として沢山の観光客が訪れる観光の街となることを目指すためのビジョンとして定められております。

緑の基本計画におきましても先程申し上げました37ページに、市の花「バラ」、市の木「ツツジ」の活用と、新川千本桜の活用としてそれらの花を活用したまちづくりの推進が定められていることから、今後観光部署とも連携を図り、花を資源とした街づくりの推進、市のPRについて努めてまいりたいと考えております。

次に、「バラ街づくり推進指針案」については、市の花であるバラを生かしたまちづくりを進めていくための具体的な取り組み等について取りまとめたものであり、現在も、指針内の推進施策の進捗管理を実施するとともに、庁内の関係部署を集めて会議を実施する等の取り組みを行っております。

濱野委員からの提案に関する市からの説明は以上となります。

(西廣会長)

ありがとうございます。ご説明いただいたのは、緑化審議会では「緑の基本計画」に関することが、主な仕事にはなりますが、市としては「観光」という視点をだして、その中でのこの会議はこの役目を持っていて、そことどれぐらい連動しているのかというお話だったと思います。ちゃんと計画には書いているわけですが、理解としては、目標を設けてこんな観光振興をやっていきますというのは観光部署が進めていて、こちらは計画の中身も理解しながら、対応・連携した緑化を進めていくという役割であり、ここで観光に関しての進捗会議などはしないですけど、逆に向こうからフィードバックをもらって、こういったところはこういった要望があるとか、ここはこれから人が来るから緑化を重点的にできないのか、みたいなやり取りができれば一番いいのではないかと考えます。

(江口委員)

一つ皆様に基礎知識として理解いただきたいのですが、昭和48年に京成バラ園が来ているわけですが、そこに鈴木省三先生という方がおりまして、まあ皆さんご存じだとは思いますが、当時の商工会議所の青年部が鈴木省三先生に色々教わりまして、市の花をバラにしようという活動が始まりました。以前の副会頭である杉山さんが、八千代市になにかみんなが集まれる名所をやろうじゃないかとずっと呼びか

けており、それが実現したのが桜まつりになります。彼は今その財団の理事長や観光協会の会長になっているかと思いますが、それを実現するにはかなり市のバックアップをいただいております、千葉土木にも許可をいただき新川沿いにサクラを植えるなど、あれは一級河川ですから千葉土木にも許可を頂いて、それがちょうど昭和 53 年くらいの事でありまして、そう考えるとかなり昔からずっとやってきたことは少しか自画自賛になりますが、上手くいつてきたのかなと思います。

(西廣会長)

ありがとうございます。私が一番知っていなかったかもしれないです。そういった所もありまして、いまでも対応をした活動を進めているという状況だと思います。

この関連で、他になにか質問はありますか。

(濱野委員)

令和 4 年 3 月に「八千代市観光振興計画」が策定されましたが、私と速水委員は市民委員として 3 年間、秀明大学の市川学部長と審議会を行いました。「八千代市観光振興計画」の 4 ページに「推進体制進行管理」という項目がありまして、そこでは 60 の市内の観光が検討されて、そこでの結論が先ほど言われました「千本桜」と「バラ」が観光資源だということになりました。実はちょうど 2 年になりますが、アクションプランなどの具体的なものがなかなか表に出てきていない。「バラのまちづくり推進指針案」というものが庁舎内委員会で 4 年ほど前に作られまして、主管が公園緑地課になりまして、バラについてはこうやって進めていくという推進指針の一部として案ができています。この「振興計画」というものがあって、そのアクションプランとして桜があったりバラがあったり、ツツジや、ヒガンバナがあるはずなのですが、指針案がバラについては庁舎内の委員会がありまして、私は「八千代花と緑の応援団」でボランティアのバラ植栽を行っておりますが、先ほど座長がおっしゃられましたように「八千代市観光振興計画」が大本にあり、その主管部所が商工観光課なり観光推進室、シティープロモーション課になって、その枝葉に公園緑地課が主でやっているバラだったり各々にあって、一体的に進むという期待があるわけになりまして、私としては伝えさせていただきたいと思います。

また、もう一つがこういった取り組みにあたっては予算だったりお金というののも必要になるわけですが、やはり労力なんです。失敗談を先輩に色々聞くとね、労力は重要、人が一番重要であり、繰り返しになりますが市民の力、公園にしても自治会の清掃など周辺の市民の力、緑地も同じでしてバラを植えたり花を植えたりもしていますが、そういった所も市民の力、住民のやる気といったものが非常に重要であり、私も「八千代花と緑の応援団」で、バラをいっぱい植えようという活動をしております。現在は延べ活動日数がバラだけで 2200 日になっております。この活動は無料で維持管理を行っております。これは上手く市民を巻き込んで、その気にさせていただいて、行政と一緒に取り組みんでいく、それは花であったり緑であったり通じると思

います。是非、そういった活動をするボランティアがどれくらいいるだとか、どれくらい増えているだとか、こういった所でこういった成功があるなどを、市が積極的に取り上げてもらって、ボランティアの育成といいますか、市が市民をその気にさせるようなことが、これからの観光都市に必要なのではないかと思います。

(西廣会長)

ありがとうございます。そういうことで、はい、どうぞ。

(横田公園緑地課長)

地域振興財団の方でバラの講習会などを実施しておりまして、濱野委員はご存じかもしれませんが、その中で興味がある人はいないかなどのアンケートを実施しております。ただ、講習会に来てくださるのが 60, 70, 80 歳という方が多く、すぐにというのは難しい状況ではありますが、ご紹介はさせていただいております。

(西廣会長)

わかりました。こういった議論があったということ、観光振興の方に伝えていただいて、やはり一体で進めることが大事だと思いますので。

それではよろしいでしょうか。とても重要なこととして、部署をまたがってというところですね。では、時間もありますので、次の議題に進めさせていただきます。次に速水委員からの提案事項について事務局から説明をお願いします

(公園緑地課田中副主幹)

はい。それでは議題(2)の速水委員からの提案についてご説明いたします。

提案内容としましては、「緑化・緑地・三者協定について」と「緑化協定締結先の拡大について」となり、緑の基本計画内の基本方針における該当箇所で申しますと 37 ページの基本方針 2-2 「緑のまちづくりを推進する」になります。

提案理由としては、開発等に伴い敷地内の伐採等が目立つことや、樹木の老木化、災害による樹木の倒木等が目立つことから今後の対応や関係各所との連携が必要ではないかということでございます。

本提案に対する市の取り組みですが、初めに、「緑化・緑地・三者協定の締結」については、緑化協定の締結を求める要件として、八千代市緑化推進指導要綱第 2 条に規定されている敷地面積が 500 m²以上または区域面積が 500 m²以上の者が対象となり、市で把握している開発事業者との締結率は現状 100%となっております。

また、協定違反等に対する確認については、締結時の確認においては当然内容が履行されているかのチェックを実施しておりますが、期間満了までの継続的なチェックなどは現状実施していないことから、今後の課題となっております。

次に、締結先に関する補助等についてですが、現状は行っておりませんが、近隣他市の事例を見ると屋上緑化や壁面緑化に対する補助などを行っている先進的な事例も

ありますので、今後研究してまいりたいと考えております。

次に緑化協定締結先の拡大についてですが、原則として緑化協定については、先程申し上げた事業者が締結先となります。その緑化協定とは別に緑地協定や市民緑地制度という制度がございまして、土地の所有者と緑地の保全に関する事項を定める制度がございます。こちらは、自治体によっては助成制度を設けているところもありますので、こちらにも先進的な事例について今後研究してまいりたいと考えております。

また、寺社や仏閣等に存在する樹木の中にはご指摘のとおり大木化や老木化している樹木もあり、近年の災害が激甚化している状況においては懸念事項の一つとなっております。ただ、これらは寺社仏閣に限らず、市の公園を始め公共施設に植樹されたものも含めた市内に存在する樹木全般に言えることでありまして、公共施設内に存在する樹木であれば、市の方で伐採するなどの対応を実施することもできますが、民間の所有物については、原則として所有者が対応することになることもあり、民地における老木等については対応に苦慮する部分もございます。

速水委員からの提案に関する市からの説明は以上になります。

(西廣会長)

ありがとうございます。協定に基づくところへの市からの支援ということで、今なくても検討はできるということと、寺社に関して重要性は認識しているけれども、とは言え、市の所有している土地とは扱いが違うため、やれるところの限界があって例えば隣地の剪定などをご説明いただきましたが、ご質問などはありますでしょうか。

(速水委員)

まず、500 m²以上の土地については、植栽の協定を結ぶということですが、500 m²というとだいたい 250×250 くらいになりますかね。そういう広大な、ああいう工業団地はかなり大きいと思います。私は、上高野の工業団地の近くに暮らしておりまして立派な桜並木があったのですが、所有者が変わったとたんにはっさばっさと切り倒されてしまい、非常にもったいないというところで、市民の目に触れていたところが、そこが協定に結ばれていたかはわかりませんが、そういったところでは、500 m²という土地の広さをもう少し狭めるような、協定が結べるような方向性を検討されてはいかがかなと思います。

(公園緑地課伊藤副主幹)

500 m²ですと、20×25 となりまして、大体、一般的な住家でいいますと4宅地分くらいになりますので、わりかし 500 m²というと結構狭いところも対象となります。

(速水委員)

確かに、それだと狭いところも対象ですね。

(公園緑地課伊藤副主幹)

場合によっては、一軒家の建て替えでも対象となることもあります。

(速水委員)

そうするとあそこは協定を結んでいないのですかね。違反というのは今までないわけですね、市が網じゃないからといって。

(公園緑地課伊藤副主幹)

基本的には緑化協定は、先程説明も致しましたけれども、対象となるものに関しては全て締結しております。当然開発等の事前協議の段階で指導入りますので、そこに基づき緑化協定として締結して頂いております。まあ当然、協定そのものは民有地の中での植栽となりますので、植栽にあたっては事業者がどんな木を植えていたりというのは事業主さんが計画などをしているものですが、維持管理というものが当然生じてきます。協定期間は原則としては10年間として対応していただいております、10年間は維持管理を継続していただき、特に10年が過ぎた後に維持管理が終わるということはないのですが、そのまま引き続いての管理をお願いするという案内を問い合わせがあった場合にはしておりますので、基本的には継続していく、緑地を保全したいという市の意向はお伝えさせていただいております。中には事業主が変わって、新たに緑化協定を結ぶ場合もございますので、その中では、土地利用に関して今までの緑地帯とレイアウトが変わる可能性はありますが、その時点で500㎡を超えているなら、私どもは緑化協定という形で締結のお願いはしておりますので、あの、一部伐採などがあっても、それに代わる緑地を設けるなど代替え案等は相談させていただき、必要な緑地面積の確保をお願いしております。

(速水委員)

わかりました。

(公園緑地課田中副主幹)

補足させていただきますと、緑化指導要綱の中では敷地からの緑化面積の算定式があって、高木はそれに対して何本、中低木はそれに対して何本という換算式がありますが、近年、高木は管理しづらいということもありまして、周辺からの苦情等も配慮して高木が植えられないということですので、中低木での換算を行い、高木1本に対して、中低木が5本という換算で行っておりますので、必ずしも高木が減ったからといって本数が確保されていないということには至らないのかなと。

(速水委員)

まあ、あくまで他人の物、木なので、立ち入るのは難しいのかな。

(公園緑地課伊藤副主幹)

とはいえ、我々も緑化推進の立場でありますので、今申し上げたとおり植栽については、しっかりとお願いしております。今、田中副主幹も申し上げましたけれども、市の公園の整備にあたっても高木は夏に木陰があるなどいうところもありますけれども、周辺の住家や隣接への落ち葉の問題などもありまして、また昔と違い見通しの確保により安全を確保するという考え方もありまして、なかなか高い木が植えられないという状況にあります。そこで近隣トラブルにより、結局木を切るということになると、せっかくの緑化がもったいないということになりますので、その辺りも踏まえて緑化の指導をさせていただいております。

(西廣会長)

高木1本を低木何本に換算するという質の見直しを行いながら、現状に合わせて臨機応変に、質等を失わないように対応しているということですね。

(速水委員)

確かに落ち葉の対策とかは大変ですものね。

(西廣会長)

色々な声もありますから、世知辛い気持ちもしますけどやむを得ないところですね。

(速水委員)

もう一つの続きの社そう林の話についてですが、私どもは雑木林をボランティアで手入れをしているのですが、その隣に社そう林といいますが、小さな祠が一つあるだけで、広大な昔は林だった竹林がありまして、そちらも手入れをしたいと思ったのですが、環境政策室に調べてもらったら、寺社というのは持ち主がわかっているようでわかっていなくて、市としても土地の固定資産税を取らないようで、税金を取らないということもありまして、なかなか関心が薄いというか、ほったらかしになっていて、誰が持ち主かわからないような林が結構八千代市にはあるように私は感じました。地元の人は国有地だと言っていますが、環境政策室に調べてもらおうと国有地ではないそうなのです。一応所有者はいるけれどもよくわからないということで、そういった場所を放置しておくと、どんどんぐちゃぐちゃになっていき、環境に大きな悪影響を与えているので、緑化審議会の中でやるとしたら環境政策室などになるかもしれませんが、そういった持ち主がわからない社そう林に対して何か手を打たないといけないと感じます。

(江口委員)

市の方に一つ教えていただきたいのですが、今度4月から土地の名義、ようするに相続していない土地や誰の物かわからない土地を極力わかるようにするという法律が

施行されると思いますけど。今そういった使途不明の土地が九州と同じ面積くらいあるでしょう。八千代市内でもそうしたとき、本当にわからないとなった場合は市が管理者になるのですか。今じゃなくてもいいので教えてください。

(横田公園緑地課長)

そこについては確実な情報がないため、確認させていただければと思います。

(西廣会長)

今結論は出しにくいですね。

(江口委員)

誰の物かがわからない土地はいっぱいありますよね、おそらく、今後道路通すのだから障害になると思います。日本で率先して八千代市が、いろいろ取り組みんでいる訳だから、そこら辺を教えてください。

(横田公園緑地課長)

そういった取扱いについては調査してみます。

(公園緑地課菅主査補)

おそらくですが、4月1日から相続登記の義務化というのがあります。

(江口委員)

そうそう。

(公園緑地課菅主査補)

今、委員がご指摘いただいたような、例えば道路などを通す時に誰の土地かわからないといったことが、現状、どんどん相続登記がされていないことが原因で生じておりまして、ただ、そういったものは基本的には法務局などで所有者不明土地を、例えば紙の古い公図などで昔から順番に追っていつてもらって、今どの人が権利を持っているとか、所有者不明土地の解消するような作業というのは法務局で行っておりまして、ですので、例えばもし市の方で道路を通したいとか、なにがしかの所有者を知りたいなどの場合には、基本的には法務局を通じて確認を行うという形ではあります。

(西廣会長)

ここで明確に結論が出るわけではないですが、所有者不明の土地とその場所の植物の管理という問題が発議されたということは残していただいて、課題の整理などを進めていただければと思います。よろしいでしょうか。原さん何かありますか。

(原委員)

速水委員の2番目の議題に関連して、確かにこの神社の仏閣の森の管理には、こちらでも苦労しているのですが、そういった所でなんらかのことうまい形でできればありがたいと思います。では、そういった場所が八千代市内のどこに多いかというと新川沿いの斜面に点在していることが多いですね。とにかく、そういった意味では社そうを守るということは、グリーンベルトの保存にも関係してくると思います。なかなか難しいとは思いますが、一つのケースを見ても、八千代には七福神巡りというものがありまして、神社仏閣をめぐるような、散歩コースが作られて、それが点在していると思うのですが、その時に現状は単純なお寺巡りのようになっていると思いますが、それを拡大して生物多様性や地域の文化を守るというように拡大していけば、先ほどのような小さな祠にも市民の関心が向いて、いい形で動くのではないかと思います。具体的には、例えば八千代市にはそういうのはないのですが、隣の佐倉市の志津の辺りでは、地元の人が作った非常に詳細な地域の散歩マップがあつて、神社はもちろん小さなお寺まで、どこに何があるかというマップを作つていまして、そういったものがあれば、非常に市民の関心も文化や自然に高まるし、長いスパンで見れば解決に役立つのでは考えますので、そういった所も部局横断的にはなるとは思いますが、ぜひ検討していただければと思います。

(西廣会長)

貴重なご意見ありがとうございました。

それでは引き続いて、次の議題に移りたいと思います。原委員からの提案事項について事務局から説明をお願いします。

(公園緑地課田中副主幹)

はい。それでは議題(2)の原委員からの提案についてご説明いたします。

提案内容としましては「谷津・里山の保全」「樹林地の保全」「市民の森」についてとなります。基本方針の該当箇所としましては、34ページの基本方針1-1「谷津・里山などの緑を守る」、35ページの基本方針1-2「市街地とその周辺の緑を守る」、42ページの基本方針4-1「生物多様性に配慮した計画と連携する」、などが該当箇所となります。

提案理由としては、保全に対する全体像の確認や生物多様性の観点からの樹林地保全の考え方について確認したいということでございます。

現在の市の取り組み等でございますが、初めに谷津・里山の保全については、先程資料1-4の説明でも申し上げましたように、環境保全課が所管する谷津里山保全計画から、市の環境に係る計画を統括した八千代市第3次環境保全計画に統合され、その中の項目として位置づけられております。

その中での具体的な保全に係る方策としましては、地域団体、非営利事業団体あるいは事業者など、多様な組織または個人の参加を求め、谷津里山の保全を図っていくと

しており、いわゆる谷津里山の保全の担い手を育成するための、里山楽校を開講し、学校を通じて保全に係る知識を深めてもらい、卒業生には実際の地域の担い手として活動してもらっております。

次に生物多様性の観点から見る樹林地や市民の森の保全については、市の取り組みとして、貴重な樹木等の保全を図るため、環境保全林や保存樹木に対する補助を実施しております。

また、都市計画決定されている市民の森につきましては、市街地における貴重な森林環境を保全するため、土地所有者と賃貸借契約を締結しておりますが、将来に渡っての保全を考えたときに、相続等が発生した場合に土地の返還要請等も考えられることから、恒久的な保全を行うため、順次取得を進めております。

それ以外では、不定期ではありますが、環境保全課において、自然環境調査を実施し、保全のためのデータ取得と活用に取り組んでおります。

原委員からの提案に関する市からの説明は以上になります。

(西廣会長)

ありがとうございました。関連の事項は途中でも議論されていましたが、原議員からご指摘のあった特に新川沿いの周辺環境と一体とのグリーンベルトを守りながら活用していくという使い道をご説明いただいたところですが、補足などがありましたらご意見いただきたいと思います。何かございますか。

(原委員)

先ほどご質問したことで被ってしまっていますが。

(西廣会長)

追加であればということで。

(原委員)

特に市民の森についてお話ししたいのですが、私は30年くらい八千代市に暮らしていて、引っ越しして来たときには、八千代市には保護林制度というものがありまして、今は完全に住宅地になっていますが、結構市が補助金をだしたりしてまして、雑木林が保全されていて、そこにはそれ以前の八千代市の草原性の植物も残っていたりして、貴重だったと思います。まあそれは東葉高速鉄道が入って、当然、住宅地化が進む中で消えてしまいました。そういった森は、先ほどの話は谷津の斜面ですけれども、現在、市民の森になっているところは、逆に台地の上の平坦なところに森が多いと思いますけれども、そういった点ではやはり斜面と台地の上の森というのは本来の生える植物でしたり生物多様性にいいと思いますので対応を考えて欲しいというのと、具体的にいうと資料1－4の重点施策4（3）が市民の森となっていて最後のページの2番目に「高津小鳥の森に巣箱を設置する等、野鳥の生息に配慮した取り組み」

というのが書いてあって、私の家のすぐ近くなので、春先とか行ったりしているのですけれども、八千代市の市民の森には結構祭りが多いと思うのですけれども、そこは雑木林があるところで、春先には結構それほど珍しいわけではないですが、比較の見かけなくなった草原性の植物も出てきているのですけれども、わりかし、こう、現状管理としてはある時に一体で草刈りをしてしまっていて、あまりきめ細かい管理はできていないように見えますので、まあそのあたりが、一つの例ではありますが、他の市民の森についても、そういう点にもなるべく配慮した管理をして頂くことが多様性には必要だと考えます。

(西廣会長)

ありがとうございます。事務局からは何かございますか。

(横田公園緑地課長)

うちの方でも、どの草木が大事かということがわからないので印などつけてもらえれば助かります。ただ、草がぼうぼうになってきますと皆さんから草刈りの要望が届きまして、市としても早く刈ることを考えて、民間の会社に委託して刈っているという状況になりますので、もし貴重なものがありましたら教えていただければと思います。わからないと残らず刈ってしまいますので、ただ、それだけを残せるかについては市と民間会社の話しになると思います。

(原委員)

非常に小面積となるので、実際に管理できるかは難しい話だと思います。

(公園緑地課伊藤副主幹)

ご指摘いただいた高津小鳥の森に関しては、私自身も何度か現地に行っていましてキンランが自生しているなどの状況も把握しております。草刈りに関しましては、咲いていればできるだけ配慮するように業者に指示は出しております、一方で先ほど課長が申し上げたように、希少植物の保護ということで草刈りを止めるなどしているのですが、一方でそこだけ草の刈り残しがあるという意見もありまして、やりながらではありますができるだけ対応しているという状況になります。ただ、希少植物などについては把握しておりますので、まあ、可能な限りではありますが、草刈りについてただ一律に行うということではなく、配慮すべきところには配慮しており、引き続きもう少し努力していこうと思いますのでご理解いただければと思います。

(西廣会長)

配慮してやったださっているということで、もし何かここがどうだということがありましたら共有して進められればと思います。

(川城委員)

ゆりのき通りのツツジが満開ですと植栽が綺麗でして、昨今はコロナでツツジ祭りをやってはいないのですが、祭りやるときに咲いていないというわけではないけれども満開には劣るということがありました。やはり、ツツジというのは5月に咲き終わったあと、すぐに次の年に向けた準備をするので、6月か7月ころにきれいに短くすれば、8月頃に第2の花をつくるので、それに向けて手入れをすればよくて、皆様がおっしゃるようにボランティアの力でも借りなければ一斉にはできないけれども、やはり早めに伸びたところ切ると、来年の花は素晴らしく咲くと思います。早く次のことを考えて手入れすれば、秋ごろ少し伸びたところ上の辺りをサーっときれいに軽くなればきれいに見える、やはり、美観を保つためになにか工夫をしないと綺麗にならないのではないかなと。家にもツツジの生垣があるのだけれども、短く切ってもすぐに伸びてくるので、切らないと来年の花が咲かないだろうと切るのですが、やはり人それぞれ感じ方が違うので、伸びれば緑が増えるという人もいますので、なかなかうまくいきませんが、素晴らしい木があるのだから、綺麗に見るためには大変ですけども少し考えてやっていく方がいいのではないかなと思う次第であります。

(西廣会長)

ありがとうございます。おそらく市役所も特に公園とかは花付きなども意識して運営していると思いますが、もう少し工夫の余地があるのではないかなということですよ。

(公園緑地課伊藤副主幹)

ご指摘いただいた、ゆりのき通りについては道路施設、街路樹として扱っているため市の道路管理者の方で対応しておりますけれども、当然ながら、そこにおいては地域のボランティアのお力をいただいて対応しております。刈込や樹木の剪定などの時期は当然樹木の性質を考えて対応していかないと、緑地保全に結びつきませんので、会長からもご意見ありましたとおり、市の方で公園管理においては落葉や常緑といった樹木の性質は、原則といたしまして、低木や寄せ植えの刈込に関しても、なかなか業者のほうで対応しておりますので、先ほどの草刈りと同様に始めと終わりで多少の時期のずれはありますが、できるだけ適切な時期対応できるよう努めておりますので。

(濱野委員)

ツツジは市の木でありまして。昨年4月、県知事賞、道路管理者から我々の団体とツツジの団体がお二人きましてお話をさせていただいたのですけれども。幸い我々のバラの団体は127名のボランティアがおりますけれども、ツツジはお二人プラスアルファということで、手入れが全くできなくなっております。自治会とも絡んでいましたが、3年間でいろいろとお辞めになりましたし、場所が土木管理になりまして、駅の前の方は全部土木管理でして、今日の集まりは公園ですが、我々の作業しているほと

んどの活動も土木管理になります。そうすると基本的にはボランティアの数と、バラの場合ですとメインの作業時には京成バラ園のガーデン部が無料で指導に来てくれます。バラの方は年に5回講習会を、緑化事務所、まあ財団を通じて行っていて、我々も25人のうち10人くらいは習いにいっております。しかし、ツツジは講習会もなく、ボランティアの管轄も違い里親制度が機能してなくなっていて気の毒です。お二人ともご高齢で、厳しく言えば市の方が指導教育を行ったり、ボランティアの育成や地元と組んで行動を起こしたりしなければ維持できないのでは。公園にあるツツジは公園緑地課で、道路や駅前ロータリーにあるツツジは全て土木管理課が管理して、そこに届出をしてボランティアしているので、ぜひ地元の人を中心にボランティアを養成して、京成バラ園はバラ以外も詳しいですけれども、そういったところから指導を受けながら、継続してやれるようにしないと、非常にバラよりも厳しいと思います。是非、土木管理課も含めて考えて欲しい。

(川城委員)

緑化事務所はパンジーやサルビアなども配布していて。基本的にはパンジーは2種類ですよ、色は。結構花を自分できれいに见せるためには、赤・白・黄色でしないといけないと思う。

(濱野委員)

単価が上がっているんで3万本ずつでサルビアとパンジーを用意していて、少し数は減らしていますが、非常に緑化に重要ですよ。地域振興財団が手を挙げたところに配布していますが、これもボランティアですよ。

(西廣会長)

川城委員ありがとうございました。

(江口委員)

一つだけいいですか。資料1-4の重点施策1(2)に未着手となっている七百余所神社がありますが、私は七百余所神社のすぐ横に暮らしております、ずいぶん市の方でいろいろと木が倒れた時の対応や、普段のボランティア活動への支援やゴミ取りの回収などやってもらっていると思いますが、そういった所とは樹木の補助的なところは別なのでしょうか。正直我々は助かっておりますので、具体的に市で樹木に対し何かしようという考えがあるのですか。

(公園緑地課伊藤副主幹)

七百余所神社のケヤキや保存樹木という形で指定させていただいております、地元の方にご協力させていただき市の方では対応しております。未着手ということになっていますが、実際にはそういった形での取り組みは行っているのですが、将来的に保

存していくために、地元の方とご相談しながら、落ち葉等や枝打ちなどの年間を通じた管理を行っておりますので、実際は取り組みんでいるということも踏まえまして今後は対応していきたいと思います。

(江口委員)

すべてを市で行政の方で管理するのは無理なのだから、どんどん地域の人に頼んでもいいのではないかな。

(横田公園緑地課長)

やって頂けるかということもあります。

(西廣会長)

ありがとうございます。ちょっと、未着手という表現が市の立てている目標が高いということを反映していますね。その前の議論でありました濱野委員と江口委員が提示された、樹木管理の頼りに市民の方の力もあるかもしれませんので、市役所の方は十分配慮されていると思いますけれども、そのあたりも改めてご配慮いただければと。それでは最後の議題に進みたいと思います。最後、間島委員からの提案になります。

(公園緑地課田中副主幹)

はい。それでは議題(2)の間島委員からの提案についてご説明いたします。

提案内容としましては、「八千代緑が丘駅から京成バラ園までの遊歩道(ベンチ, 植栽, ウォーキングトラック等)の整備」となり、緑の基本計画内の基本方針における該当箇所ですと 37 ページの基本方針 2-1 「花のまちづくりを推進する」、52 ページ地域の視点から見た緑の施策、3 高津・緑が丘地域になります。

提案理由としては、緑が丘駅から京成バラ園に向かう来場者により一層の期待感を持っていただきたいということでございます。

こちらに対する市の現在の取り組みとしては、ベンチの設置のほか、遊歩道沿いのバラを除く植栽や樹木等の管理を行っております。また、アダプト活動の取り組みとして、花と緑の応援団によりバラの植栽を行っていただいております。

簡単ではございますが、間島委員からの提案に関する市からの説明は以上になります。

(西廣会長)

ありがとうございます。質問などはございますでしょうか。

(濱野委員)

ここは土木管理課の所管になりまして、緑が丘駅から 1.1km 先にバラ園がありまして、東葉高速の高架下に自転車道の遊歩道がありまして、非常によい散歩道でして、

3年前から「花と緑の応援団」で遊歩道にバラを植栽していきまして、来年度には遊歩道に500本のバラを植えることになっています。今週末にも植栽しまして、間島さんという石井食品の人事の方が、こういう提案をしていただきました。週に2回水やりをするということで、もともとは公園から2か所水を運んで来たりしていたのですが、それは大変だということで、土木管理課が水源を3カ所設置していただき、簡単に水がやれるようになりました。これには市とバラ園、東葉高速からも職員さんに水やりをやってもらったりして、市民も約40人、水やりを行っており、市民協力の非常にいい例だと思います。五月には非常に綺麗ですので皆さん歩いていただければと思います。何回も言いますが、市民をその気にさせるというのは、市のインフラを、水道なんかを敷いて頂いたということで、台車でやっていたころに比べてじょうろで撒いていたころと比べて、ボランティアも非常に楽になりまして継続して行えるようになりました。バラ園さんも植栽や剪定まで指導していただいております。庁舎内のバラの推進計画に基づく指針を庁内で作ってもらって、駅前のロータリーをバラでいっぱいにしよう、線を作ろうということでバラ街道をやったり、今度は小学校に庭園を造ろうということで活動しております。ということで重ねて言いますが市民の力にはすごい力がありますので、行政の方にはぜひご指導をいただきたいと思います。

(江口委員)

すいません。私も最初バラを植えるところでは参加していたのですが、その後は全く顔を出さなくなってしまうまして。申し訳ありません。

(西廣会長)

それではよろしいでしょうか。おそらく間島委員の元々の主旨は、もう少し充実させていただければいいのではないかというお気持ちで書かれていると思うので、今とてもいい管理をされているということだったと思うので、そういったご意見もあると受け止めいただければと思います。よろしいでしょうか。これで議題(2)委員からの提案事項に関する協議を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。なお、本日の議題として予定していたものは全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

(横田公園緑地課長)

西廣会長、議事進行ありがとうございました。それでは、次に3のその他連絡事項について、説明いたします。お手元の資料「緑の基本計画工程表 R6-7 (案)」をご覧ください。緑の基本計画 77 ページにありますように、本計画の目標年度は令和17年度となっておりますが、中間年度の令和7年度に計画の全般的な点検・評価を行い、計画の見直しを行うものとしております。

つきましては、計画の見直しについて、その前年度の令和6年度からの2か年で見直しを実施してまいりたいと考えております。見直しに際し、審議会にお諮りするテ

ーマとしては、工程表に記載の①から④の事項になります。

また、前回改訂の際のスケジュールを参考にしますと、審議会を令和6年度に1回、令和7年度に4回ほど開催を考えております。

ただし、現委員の任期が令和7年2月28日までとなっておりますことから、審議会については、委員の改選後に行う形になります。今後のスケジュールについての説明は、以上となります。ただいまの説明に対し、何かご質問等がございますか。

無いようですので、以上をもちまして、本日の令和5年度第1回 八千代市緑化審議会を終了いたします。本日は、長時間にわたり誠にありがとうございました。